

豊中市中学校体育連盟補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市内中学校体育スポーツの健全なる普及発展に資するとともに、相互の連携協力を図る事業を実施している豊中市中学校体育連盟（以下「中学校体育連盟」という。）に、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）に準じ、補助金を交付するにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金交付対象事業等)

第2条 補助金の交付対象事業は、中学校体育連盟が実施する事業とし、交付対象経費は、会議費、事務費及び事業費とする。ただし交付対象経費に飲食費は含まないものとする。

(補助金額)

第3条 教育長は、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

(交付の申請)

第4条 中学校体育連盟は次の各号の書類を添えて、豊中市中学校体育連盟補助金交付申請書（様式第1号）を教育長が定める期日までに教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 会計予算書
- (3) その他教育長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 教育長は前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定をするものとする。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付決定には、次の条件を付することができる。

- (1) 補助対象事業の遂行に関し、検査を行うことがあること。
- (2) 補助対象事業に係る収入及び支出を明かにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておくこと。
- (3) 補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに教育長に届け出ること。
- (4) 補助対象事業を中止又は廃止する場合には、速やかに教育長に届け出ること。
- (5) その他教育長が必要と認める事項

(決定の通知)

第7条 教育長は補助金等の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付した条件を当該申請者に対し豊中市中学校体育連盟補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の不交付決定をしたときは、当該申請者に対し豊中市中学校体育連盟補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた中学校体育連盟は当該通知に係る補助金の決定の内容、又はこ

れに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から30日以内に申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。
(交付決定の変更等)

第9条 教育長は、補助金の交付決定を行った場合において、補助金の交付決定後に生じた事情の変化により、中学校体育連盟が補助対象事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき、又は遂行することができないときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業のうち、既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

(補助金等の交付時期)

第10条 補助金の交付は、第3条の規定による補助金の額を中学校体育連盟の請求に基づき一括にて行うものとする。

- 2 中学校体育連盟は、豊中市中学校体育連盟補助金請求書(様式第4号)を教育長に提出しなければならない。
(実績報告)

第11条 中学校体育連盟は、当該補助対象事業が完了したときは、完了した日から30日以内に豊中市中学校体育連盟補助金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて教育長に報告しなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認めた場合は添付書類の提出を省略することができる。

- (1) 事業報告書
- (2) 決算報告書
- (3) その他教育長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 教育長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容の審査及び調査等を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、中学校体育連盟に通知するものとする。

- 2 教育長は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

(豊中市中学校体育連盟への指示等)

第13条 教育長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、中学校体育連盟に対し、隨時、当該補助金の使用について必要な指示をし、又は検査をすることができる。

(決定の取り消し)

第14条 教育長は、中学校体育連盟が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を当該補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他この要綱又はこれに基づく教育長の指示に違反したとき。
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。

(4) 偽りその他不正の方法により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても同様とする。

(補助金の返還)

第15条 教育長は、補助金の交付決定の取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件の変更をした場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を請求することができる。

(施行細目)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

1 この要綱は平成22年4月1日から実施し、平成22年度分の補助対象事業から適用する。

1 この要綱の表題を平成23年4月1日付けで「豊中市立中学校体育連盟」から「豊中市中学校体育連盟」と改称する。

1 この要綱は平成23年4月1日から実施し、平成23年度分の補助対象事業から適用する。

1 この要綱の様式を平成27年4月1日付けで「豊中市教育委員会 教育長」から「豊中市教育長」と改正する。

(様式第1号)

豊中市中学校体育連盟補助金申請書

年(　　年)月　日

豊中市教育長様

申請者住所

名称

代表者氏名

印

年度(　　年度)における豊中市中学校体育連盟補助金を次のとおり受けたいので、
豊中市中学校体育連盟補助金交付要綱第4条の規定により申請します。

補助申請額	円
-------	---

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 会計予算書
- 3 その他教育長が必要と認める書類

(様式第2号)

豊教学第 号

豊中市中学校体育連盟補助金交付決定通知書

年 (年) 月 日

様

豊 中 市 教 育 長

年 (年) 月 日付で申請のありました豊中市中学校体育連盟補助金を次のとおり
交付することに決定しましたので、豊中市中学校体育連盟補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額	円
----------	---

(交付の条件)

- (1) 補助対象事業の遂行に関し、検査を行うことがあること。
- (2) 補助対象事業に係る収入及び支出を明かにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておくこと。
- (3) 補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに教育長に届け出ること。
- (4) 補助対象事業を中止又は廃止する場合には、速やかに教育長に届け出ること。
- (5) その他教育長が必要と認める事項

(様式第3号)

豊教学第 号

豊中市中学校体育連盟補助金不交付決定通知書

年(年) 月 日

様

豊 中 市 教 育 長

年(年) 月 日付けで申請のありました豊中市中学校体育連盟補助金は、下記の理由により不交付と決定しましたので、豊中市中学校体育連盟補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

(様式第4号)

豊中市中学校体育連盟補助金請求書

年(　　年)月日

豊中市教育長様

申請者住所

名称

代表者氏名

印

年度(　　年度)における豊中市中学校体育連盟補助金について、次のとおり請求します。

記

請求額

円

豊中市中学校体育連盟補助金実績報告書

年(　　)年　月　日

豊中市教育長様

申請者住所

名称

代表者氏名

印

年度(　　年度)における豊中市中学校体育連盟補助金について、豊中市中学校体育連盟
補助金交付要綱第11条の規定により申請します。

補助金の交付決定額	
補助金の精算額	
補助対象事業の着手期日	
補助対象事業の完了期日	
補助金の使用方法	

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 決算報告書
- 3 その他教育長が必要と認める書類